

令和7年5月13日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
告示	105	海老名都市計画用途地域の変更及び縦覧について
告示	106	海老名都市計画防火地域及び準防火地域の変更及び縦覧について
告示	107	公募型プロポーザルの実施のついて（（仮称）上今泉地区（北部）及び上今泉地区（南西部）調査検討業務委託）
告示	108	地縁による団体に係る告示事項の変更について
告示	109	収納業務の委託について（防災ラジオ）



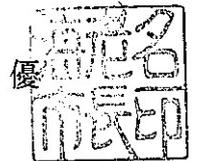
海老名市告示第105号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに海老名市に意見書を提出することができる。

令和7年5月13日

海老名市長 内 野



1 都市計画の種類

海老名都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市中新田二丁目、中新田四丁目、中新田五丁目、下今泉一丁目、下今泉五丁目、上今泉字榎戸、上今泉三丁目、上今泉四丁目、上今泉六丁目、柏ヶ谷一丁目、柏ヶ谷五丁目、柏ヶ谷六丁目、望地一丁目、望地二丁目、本郷字五反田及び字下谷津、門沢橋一丁目、門沢橋六丁目、国分南二丁目、国分北三丁目、大谷北一丁目、杉久保南一丁目、杉久保南四丁目、杉久保北二丁目、杉久保北三丁目、杉久保北五丁目、大谷南五丁目並びに河原口字五大縄地内

3 都市計画の案の縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年5月13日から同月27日まで

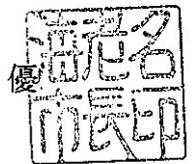
海老名市告示第106号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに海老名市に意見書を提出することができる。

令和7年5月13日

海老名市長 内野



1 都市計画の種類

海老名都市計画防火地域及び準防火地域

2 都市計画を定める土地の区域

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

海老名市河原口字五大縄、中新田二丁目、中新田四丁目、中新田五丁目、下今泉一丁目、下今泉五丁目、上今泉字榎戸、上今泉三丁目、上今泉四丁目、柏ヶ谷一丁目、柏ヶ谷六丁目、望地一丁目、国分南二丁目、国分北三丁目、杉久保南一丁目、杉久保南四丁目、大谷南五丁目、杉久保北三丁目及び杉久保北五丁目地内

3 都市計画の案の縦覧場所

海老名市役所まちづくり部都市計画課

4 縦覧期間

令和7年5月13日から同月27日まで

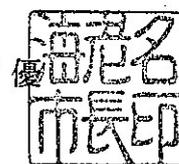


海老名市告示第107号

海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱（令和元年12月9日施行。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき「(仮称)上今泉地区（北部）及び上今泉地区（南西部）調査検討業務委託」の公募型プロポーザルを以下のとおり実施する。

令和7年5月13日

海老名市長 内 野



1 業務名、業務内容及び委託期間

(1) 業務名

(仮称)上今泉地区（北部）及び上今泉地区（南西部）調査検討業務委託

(2) 業務内容

「(仮称)上今泉地区（北部）及び上今泉地区（南西部）調査検討業務委託
公募型プロポーザル募集要項」（以下「募集要項」という。）に記載のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 提案書の提出者の資格

プロポーザルに参加できる者の資格については、募集要項4「応募資格」に基づき次に該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 法人その他の団体（以下、「法人等」という。）であること。

- (3) 当該年度の海老名市競争入札参加資格者登録名簿に登載されており、都市計画及び地方計画に登録がある者であること。
- (4) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- (7) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 平成 27 年度以降に、市区町村が発注する土地区画整理事業における「事業計画素案作成」「事業化検討」「合意形成支援」のいずれかに関する業務の完了実績を 1 件以上有すること。
- (9) プライバシーマーク又は ISO27001（ISMS）の認証を取得していること。
- (10) 業務主任者及び管理技術者は技術士（総合技術監理部門－建設－都市及地方計画）、技術士（建設部門－都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）のいずれかの資格を有すること。
- (11) 業務主任者と担当技術者との兼務は不可とする。

3 提案書を特定するための評価基準

募集要項記載のとおり

4 担当部署

海老名市まちづくり部市街地整備課事業支援係

5 参加意向申出書提出の期間、場所及び方法

(1) 期間

告示の日から令和7年5月28日（水）17時15分まで

（郵送の場合は必着。持参の場合は土日祝日は除く。）

（2）場所

〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市まちづくり部市街地整備課事業支援係

（3）方法

参加意向申出書及び必要書類を添付し、前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。

6 プロポーザル関係書類提出要請書交付日及び方法

（1）交付日

令和7年5月30日（金）

（2）方法

郵送

7 提案書等提出意思確認書及び一次審査書類の提出期限、場所及び方法

（1）期限

令和7年6月12日（木）17時15分まで

（郵送の場合は必着。持参の場合は土日祝日除く。）

（2）場所

参加意向申出書提出場所と同じ

（3）方法

前号の場所へ持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付すること。

8 要請手続きにおいて使用する言語および通貨

各手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨については日本円とする。

9 契約書作成の要否

契約書は取り交わすものとし、作成は海老名市が行う。ただし、契約に必要な費用（収入印紙等）については、受託者の負担とする。

10 関連情報を入手するための照会窓口

- (1) 本プロポーザル募集に関する詳細は、海老名市ホームページに掲載する。

URL <http://www.city.ebina.kanagawa.jp>

- (2) 本プロポーザルに関する問合せ先

〒243-0492 神奈川県海老名市勝瀬 175 番地の 1

海老名市まちづくり部市街地整備課事業支援係

電 話 046-235-9605 (直通)

E-mail shigaichi-seibi@city.ebina.kanagawa.jp

11 提案書等の取扱い

提案に必要な費用（提案書の作成及び提出費用、必要書類の作成及び提出時の旅費等を含む。）は、各参加者の負担とする。また、提出された提案書等は返却しない。

12 その他市が必要と認める事項

- (1) 以下の費用については受託者の負担とする。

ア 本プロポーザルに関する費用

イ 契約締結から本委託業務開始日までの間において準備等に要する費用

- (2) 上記1～12(1)の項目以外の事項については、以下の書類を参照し、当該内容に従って参加するものとする。（一部内容が重複するものもある。）

ア (仮称)上今泉地区(北部)及び上今泉地区(南西部)調査検討業務委託
公募型プロポーザル募集要項

イ 海老名市プロポーザル方式契約実施取扱要綱

告 示

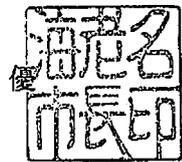
海老名市告示第108号

地縁による団体に係る告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項及び第260条の3第2項に規定する届出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和7年5月13日

海老名市長 内 野



1 地縁による団体の名称

本郷新宿町内会

2 変更事項

代表者の氏名・住所

変更後 氏 名

住 所



変更前 氏 名

住 所



3 変更年月日

令和7年4月20日

※ 詳細は、掲示場で確認してください。

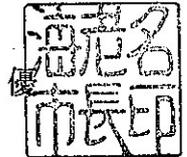


海老名市告示 第109号

地方自治法（昭和22年4月17日政令第67号）第243条の2第1項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年5月13日

海老名市長 内 野



- 1 委託期間 令和7年4月21日から令和8年3月31日まで
- 2 委託先 株式会社 今井防災商事
- 3 内 容 令和7年度の防災ラジオの販売に係る物品売払代金の収納の事務